

新旧対照表

変更前	変更後 ((部を追加する。))
<p>(略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (中略)</p> <p>目 標 豊島区は、廃校校舎の転用に係る支援措置を受け、旧朝日中学校の運営をNPO法人に委ね、劇団や文化芸術団体等が作品制作や稽古等を行うとともに、地域住民との様々な交流事業等を展開する拠点である「にしすがも創造舎」として転用するなど、文化芸術の創造環境を整備してきた。</p> <p>また、道路使用許可の円滑化の支援措置を活用して、屋外空間において音楽やアートパフォーマンス等を楽しめるイベント等の開催をはじめ、オープンカフェの設置や沿道等での映画・テレビ等のロケを含む撮影場所等に関する相談・調整窓口の設置検討など、まちそのものを創造空間とし、さらなる創造活動や文化関連産業の活性化を連鎖的に醸成する地域へと再生する取組を進めている。</p> <p>(中略)</p> <p>文化芸術による創造的な地域づくり (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「にしすがも創造舎」の区民・アーティスト・NPO等が相互に交流・連携を図る活動を充実させるため、コミュニティカフェ等を設置し、年間来場者2,000人とアーティストとの交流場を設ける。 	<p>(略)</p> <p>4 地域再生計画の目標 (中略)</p> <p>目 標 豊島区は、廃校校舎の転用に係る支援措置を受け、旧朝日中学校の運営をNPO法人に委ね、劇団や文化芸術団体等が作品制作や稽古等を行うとともに、地域住民との様々な交流事業等を展開する拠点である「にしすがも創造舎」として転用するなど、文化芸術の創造環境を整備してきた。</p> <p>その後、新たに閉校となった学校跡施設を拠点として利用することにより、地域コミュニティの再生を目指して、文化芸術の創造環境の充実を図っていくこととしている。</p> <p>また、道路使用許可の円滑化の支援措置を活用して、屋外空間において音楽やアートパフォーマンス等を楽しめるイベント等の開催をはじめ、オープンカフェの設置や沿道等での映画・テレビ等のロケを含む撮影場所等に関する相談・調整窓口の設置検討など、まちそのものを創造空間とし、さらなる創造活動や文化関連産業の活性化を連鎖的に醸成する地域へと再生する取組を進めている。</p> <p>(中略)</p> <p>文化芸術による創造的な地域づくり (中略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「にしすがも創造舎」の区民・アーティスト・NPO等が相互に交流・連携を図る活動を充実させるため、コミュニティカフェ等を設置し、年間来場者2,000人とアーティストとの交流場を設ける。 ・ 平成17年3月に閉校となった大明小学校跡施設を活用して、文化芸術団体や生涯学習団体が活動する交流施設に転用する。施設の利用者は、年間120団体、60,000人を見込む。また、当該施設において、在住外国人を含む区民一般を対象とする国際交流イベント等を開催し、年間2,500人が異世代間、異文化間の交流を行う。

文化の担い手・推進者等の人材育成

(中 略)

5 目標を達成するために行う事業
5 - 1 全体の概要

(中 略)

事業の実施にあたっては、上記NPO、大学、文化施設、財団法人、豊島区等からなる事業の調整・連携を図る実行委員会を組織し、「にしすがも創造舎」をはじめ区内文化施設等で各種ワークショップや講習会、オペラ公演に向けたアーティストとの創造体験を行う等のアートプログラムを実施する。

今回の事業実施による蓄積を踏まえ、今後もあらゆる機会を通じて、他のNPOや文化芸術団体との協働を模索しつつ、豊島区における文化共創・協働のまちづくりを推進していく。

(中 略)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

文化の担い手・推進者等の人材育成

(中 略)

5 目標を達成するために行う事業
5 - 1 全体の概要

(中 略)

事業の実施にあたっては、上記NPO、大学、文化施設、財団法人、豊島区等からなる事業の調整・連携を図る実行委員会を組織し、「にしすがも創造舎」をはじめ区内文化施設等で各種ワークショップや講習会、オペラ公演に向けたアーティストとの創造体験を行う等のアートプログラムを実施する。

さらに、平成17年3月に閉校となった大明小学校跡施設を地域の文化芸術団体や生涯学習団体等に活動の場として開放するとともに、講演会やワークショップを開催することにより区民が広く身近に芸術文化に親しみ学ぶ場と機会、また、国際交流により外国の文化と触れ合うなどの場と機会を提供するなどの事業を展開し、芸術文化を基盤とした地域コミュニティ再生の拠点を整備する。

今回の事業実施による蓄積を踏まえ、今後もあらゆる機会を通じて、他のNPOや文化芸術団体との協働を模索しつつ、豊島区における文化共創・協働のまちづくりを推進していく。

(中 略)

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

「A0801 補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

芸術文化に親しみ学ぶ場と機会、また、国際交流により外国の文化と触れ合うなどの場と機会を提供するため、平成17年3月に閉校となった大明小学校跡施設を地元の有志で構成する団体に無償貸与して、協働により以下のような事業を展開し、芸術文化を基盤とした地域コミュニティの再生を図るとともに、豊島区基本構想が掲げる「多くの人々が共に創りあげる文化のまち」の裾野を拡大する。

区民が主体的に文化芸術活動を行っていただけるよう、「にしすがも創造舎」と連携し、アーティストを招聘するなどして、講演会やワークショップを開催し、アーティストと区民が直接交流し、区民が文化芸術に親しみ学ぶ場と機会を整備する。

在住外国人を含めた区民一般を対象として、お正月遊びなど日本文化、郷土の芸能等を地域に住む高齢者から親子で学ぶ、古きよき時代の良質の映画を親子で鑑賞するなどのイベント、また、民族舞踊・民族音楽のコンサート、民族料理教室等の国際交流イベントを開催することによって、異世代間、異文化間の交流を行う。

【 支援措置の適用条件 】

- (1) 廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請すること
廃校校舎等の設置者である豊島区において、平成17年7月19日付けで認定を受けた地域再生計画の一部を変更し、内閣総理大臣の認定を申請する。
- (2) 廃校校舎等を利用して実施される事業が「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目的に合致するものであること
(民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力して進める事業内容であること)
地域再生の意義
地域再生の対象とした旧大明小学校が位置する池袋・西池袋地区はターミナル駅池袋駅西側周辺の繁華街の後背地とも言える住宅密集地域であり、古い商店街が軒を連ねているものの、道路は狭く、また、ワンルームマンションの増加や外国人の流入により相互扶助を基調とした地域コミュニティが弱体化してきている。

中でも、外国人については、当該地域の登録者は3,464人(平成17年8月1日現在)を数え、同地域の総人口に占める割合は11.0%と、豊島区の平均の6.2%を大きく上回り、池袋・西池袋地区のまちの特色ともなっている。

今日、地域における人と人、人と社会の繋がりや心の触れ合いが薄れてきていることは、多くの人たちが実感しているところである。しかし、地域の繋がりが薄れている反面、地域に対する興味は決して薄れているわけではなく、被災地の復興を支援するボランティアの活躍に象徴されるように、地域での社会活動に参加したい、あるいは自分たちが住み続けたい地域づくりへの取組みを深めようという希望を持つ人たちが多く潜在しているのも事実である。

特に当該地区は、都市計画道路補助172号線、補助173号線の整備が始まり、まちが大きく変わろうとしている今、地域におけるまちづくりの機運も高まってきている。

また、いわゆる団塊の世代が地域社会に戻る数年後には、地域再生に必要なマンパワーの確保が容易になる背景もある。

その中で、当該地域のまちの有志が、地域から愛され親しまれてきたものの、統合により閉校となった旧大明小学校において、引き続き地域の活動を行うため、「大明小学校跡施設運営協議会(NPO法人格取得申請中(法人名:特定非営利活動法人いけぶくろ 大明))」を結成した。同協議会は区に対し、協議会

自らが当該施設の管理・運営を行い、地域の団体などへ施設開放事業を行うことを中心に、文化・芸術や生涯学習、スポーツ等の講習会、ワークショップ、まちづくりイベントを実施するなど、様々な事業を展開する中で、地域のまちづくりを実現していくことを提案するに至った。

この提案は、地域の人たちが、今までの施設の利用者としての立場から一歩踏み出し、自らが施設の運営管理を担うという視点に立ち、主体的にまちづくりに取り組むという姿勢の下、新たな事業を積極的に展開することにより新たな利用者との幅広い交流を実現するものである。親子で参加できる事業や、地域に住む外国人との交流事業は異年齢、異文化との出会いを可能にする。これは、区が基本計画の中で掲げた「多くの人々が共に創りあげる文化のまち」に適うものである。そして、このことにより、区だけでは実現できないきめ細かいサービスの提供を行う中で施設の魅力を生み出し、多くの人々が集い、新たな繋がりが生まれ、地域コミュニティを再生させようとするものである。さらに、こうした活動を通して、地域のブランドが創り出され、「何か面白いことがある」まちへと変身を果たすことへの期待も膨らむのである。

区は、このような地域住民の自主的な活動を支援するため、これら地域の人たちに活動の場を提供し、区が現在進めている文化芸術創造都市の形成「としまアートキャンパス」計画をベースに、同施設を拠点とした地域の人たちとの協働による事業を展開していくこととした。

この計画は、地域住民の文化芸術や生涯学習等の自主的な活動の上に成り立つ人と人との繋がりを地域力として結集することにより、地域のコミュニティの再生を図り、さらに地域防災や環境浄化などへの地域の取組みを活発化させるという点で大きな意義を持つものである。

地域再生の目的

文化芸術創造都市の形成を実現するため、区民主体の活動拠点を整備することについて、以下の取組みを行う。

交流施設の整備

少子化の進展に伴う統廃合により平成17年3月に閉校となった学校跡施設（旧大明小学校）を文化芸術団体や生涯学習団体等が活動し交流する施設に転用し、地域コミュニティ再生の拠点とする。当該施設は地域住民が組織する団体（大明小学校跡施設運営協議会）に区が無償貸与し、当該団体がこれを自主管理・自主運営を行う。

当該交流施設を活用し、活動場所の提供を行うことにより、利用する団体は年間120団体、60,000人を見込む。

当該地域に外国人居住者が多いという特性を活かし、在住外国人を含めた区民一般を対象する国際交流イベント等を開催することにより、年間2,500人が異年齢間、異文化間の交流を行う。

池袋駅周辺繁華街で開催されるイベントと連携し、バックスペースとしての会場を提供し、また、利用者登録団体からイベントへの参加者を斡旋し、さらに地域の住民にイベントの周知を行うなどの支援により、賑わうまちの面的拡大を図る。

区民が主体的に文化芸術活動を行っていけるよう、にしすがも創造舎（旧朝日中学校）と連携し、講演会やワークショップを開催するなど、区民とアーティストが直接交流して文化芸術に親しむ機会を増やし、「多くの人々が共に創りあげる文化のまち」の裾野を拡大する。

事業推進者の人材育成

大明小学校跡施設を管理・運営する大明小学校跡施設運営協議会が、当該施設を拠点として活動する文化芸術団体、生涯学習団体等や地域の人たちとの交流事業、親子で参加できる異世代交流事業や在住外国人との交流事業等の企画、実施を通して、自らが成長し、事業推進者を発掘し育て、さらなる事業の担い手の育成を図る。

モデルケースとしての他地域への伝播

まちづくりの一つの手法として、他の地域にも当該地域再生計画のノウハウを応用していく予定である。

民間事業者と地方公共団体が連携協力して進める事業内容であること

豊島区では、地域全体を「文化特区」と位置づけ、区内のそれぞれの地域において、多様な主体による創造的な文化活動が活発に行われ、それが区民に享受されるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策とも結びついて、豊島区全体が活力をもって発展していく、「文化芸術創造都市」の実現を目的としている。

そのため、大明小学校跡施設を芸術文化創造活動、生涯学習活動並びに地域コミュニティ再生の輪を広げていくための拠点と位置づけ、大明小学校跡施設運営協議会へ無償貸与したうえで、当該跡施設の自主的な管理運営を委ねる。

区は、ここへ至るまでの間、同協議会と話し合いを重ねながら、大明小学校跡施設を拠点としたプロジェクトの骨組みづくりを行ってきた。これからも、同跡施設の事業計画の立案、事業の実施に当たって、同協議会の要請に基づき職員を派遣し、指導、助言を行っていく。

また、区は賑わう街の面的拡大を図るため、池袋駅周辺繁華街で開催されるイベントの拠点の確保、道路の使用手続きを行うなど周辺公共施設ほか公的機関、関連機関との調整を積極的に行い、事業が円滑に進むよう積極的に支援を行っていく。

- (3) 地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施に当たり、廃校校舎等の利用が必要であること

地域の団体が文化芸術を初めとする生涯学習活動や奉仕活動等を行うための場として学校校舎の各室は適当な大きさであり、体育館はスポーツや大規模な演劇の稽古の、防音の施されたオーディオルームや工作機械の揃った図工室等特別教室は文化芸術活動の場として適している。

さらに、地域住民や利用者団体等が集い、表現、学習、交流しながら地域文化を創造する空間としては、学びの場であり、地域コミュニティの拠り所であった学校施設は最適な場所である。

旧大明小学校は、災害時に地域の救援センターとして周辺6町会（池袋三業町会・池袋二丁目恵比寿町会・池袋仲町会・池袋二丁目南町会・池袋三丁目北町会・池袋三丁目親交町会）の避難所にもなる、そして、都市計画道路予定地から至近の距離にあり、今後のハード整備の面からのまちづくり活動の拠点となり得ることから、これからのまちの在り方を考えていく上でも重要な拠点となる場所と言える。

また、当該大明小学校跡施設では、地元町会と協力・連携したイベントの開催など、施設のスペースを有効活用した交流事業等の実施によって、地域コミュニティの活性化に向けた効率的な取組みが可能となる。

したがって、地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施には欠かせないものである。

- (4) 同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎を無償貸与すること

廃校校舎を文化芸術創造・地域コミュニティ再生の拠点として、大明小学校跡施設運営協議会に無償貸与するものである。

- 5 - 3 その他の事業
(略)
- 8 その他の地域再生計画の実施に
関し地方公共団体が必要と認め
る事項
(略)

なお、経費については、
光熱水費を初めとする施設
管理維持経費と事業運営費
を上記団体が利用者及び同
団体の自己負担により賄う
ものとする。

- 5 - 3 その他の事業
(中 略)
- 8 地域再生計画の実施に関し当該
地方公共団体が必要と認める事
項
(略)